

「医療を取り巻く状況の変化等を踏まえた医師法の応召義務の解釈についての研究」について

1. 研究班発足の経緯

- 現在、医師の働き方改革の検討が進められているところ。
- 医師の働き方改革においては、医師には応召義務が課されていること等を踏まえ、地域の医療提供体制を確保しつつ、他方で応召義務により医師個人に過剰な労働を強いることのないような整理を改めて体系的に示すことが必要となっている。
- このため、現代における応召義務の解釈について研究することを目的として発足したもの。

2. 研究計画・方法

- 応召義務について、当該義務が定められた経緯や従来の行政解釈を整理することで、応召義務の規定趣旨を改めて整理する。
- また、診療拒否に関する民事訴訟事件も整理し、民事における応召義務の取り扱われ方についても整理する。
- さらに、諸外国においても類似の義務が存在するかについて文献調査及び現地調査を実施し、我が国の応召義務の特殊性について、世界基準と照らした評価を行う。
- これらの調査結果を元に、現在の医療提供体制や患者の医療ニーズに則した適切な応召義務の在り方について検証を行う。こうした評価・検証結果を踏まえ、応召義務の在り方を整理したものを、研究成果として報告を行う。

3. 研究班メンバー

- 主任研究者：岩田 太（上智大学 法学部 教授）
研究協力者：松本 吉郎（日本医師会 常任理事）
 畔柳 達雄（日本医師会参与/弁護士）
 樋口 範雄（武蔵野大学 法学部法律学科 特任教授）
 加毛 明（東京大学大学院 法学政治学研究科准教授）
 児玉 安司（新星総合法律事務所 弁護士）
 三谷 和歌子（田辺総合法律事務所 弁護士）

4. 開催日程

第1回 平成30年8月29日（水）

第2回 平成30年9月5日（水）

※ 第3回以降は今後調整（平成30年度内実施予定）